

○富山市土木建築工事費の前金払取扱規則

平成17年4月1日

富山市規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づく土木建築工事費前金払の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象工事)

第2条 前金払の対象工事は、1件の請負代金の額が2,000,000円以上の土木建築工事又は土木建築工事に関する工事の設計、調査若しくは測量に係るものとする。

2 前項に規定する土木建築工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、同項の規定により既にした前金払に追加して前金払をすることができる。

(1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当していること。

(2) 第7条の規定による部分払を受けていないこと。

3 歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認められるときは、前払金を減額することができる。

(前払金の額)

第3条 前払金の額は、別表のとおりとする。

(前払金の請求手続)

第4条 受注者は、前金払（第2条第2項に規定する前金払（以下「中間前金払」という。）を除く。）を受けようとするときは、前払金請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行した前払金の保証証書正副2通（以下「保証証書」という。）、前払金用途内訳明細書（保証会社に保証申込みをなしたと

きに添えたものに限る。) その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 受注者は、中間前払金を受けようとするときは、中間前払金請求書に中間前払金に係る保証証書を添えて市長に提出しなければならない。
(中間前払金を受けるための認定手続)

第5条 前条第2項の規定により、第2条第2項の規定による前払金(以下「中間前払金」という。)の請求をしようとする受注者は、あらかじめ、認定申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、同項各号に掲げる要件に該当する旨の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の認定申請書の提出があったときは、速やかに、認定の可否を決定し、その結果を当該受注者に通知するものとする。
(工事内容の変更に伴う前払金の変更)

第6条 設計変更等により著しく請負代価に増減を生じたときは、前払金を増減することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により前払金が減額された場合において、前払金の額が減額後の請負代金の額の10分の5(中間前払金を受けている場合にあつては、10分の7)に相当する額を超えるときは、その超過額を指定期日までに返還しなければならない。

- 3 市長は、受注者が前項の規定により指定期日までに前払金を返還しないときは、指定期日の翌日から納付の日までの期間に応じて返還金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した額の利息を附させることができる。

(前金払をした工事の部分払)

第7条 前金払をした工事の既済部分に対する部分払は、その既済部分に対する代価の10分の9から前金払の割合を控除した額以内とする。

- 2 受注者は、前項の部分払を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(前払金の使途範囲)

第8条 前払金の使途の範囲は、当該工事の材料費等（省令附則第3条第1項に規定する材料費等をいう。以下同じ。）に相当する額とし、当該工事の材料費等以外の支出に充当してはならない。

(前払金の返還)

第9条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を指定期日までに返還させるものとする。

- (1) 受注者が前払金を前条の使途範囲以外に使用したとき。
- (2) 前払金の支払を受けた者と本市との間の請負契約が解除されたとき。
- (3) 保証会社が保証契約を解除したとき。

2 第6条第3項の規定は、前項の規定により前払金を返還させる場合に準用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日富山市規則第15号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に契約を締結した土木建築工事に係る前払金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月24日富山市規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月27日富山市規則第46号）

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日富山市規則第42号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に契約を締結した土木建築工事に係る前払金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

種別	前払金（中間前払金を除く。）の額	中間前払金の額
土木建築工事	請負代金の額の40パーセント以内の額	請負代金の額の20パーセント以内の額
土木建築工事に関する工事の設計、調査又は測量	請負代金の額の30パーセント以内の額	

備考 前払金の額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。